

令和7年度の年金額の改定について

国民年金の年金額 改定後

	令和7年4月分～（年額）	
	昭和31年4月2日以降に 生まれた方	昭和31年4月1日以前に 生まれた方
老齢基礎年金 満額	831,700円	829,300円
障害基礎年金 1級	1,039,625円	1,036,625円
障害基礎年金 2級	831,700円	829,300円
遺族基礎年金 基本	831,700円	829,300円
子の加算	（第1子）239,300円 （第2子）239,300円 （第3子以降）79,800円	

令和7年4月分（6月13日支払分）からの年金額は、法律の規定により、3月分までの年金額に比べ、1.9%引き上げとなります。

年金を受給されている方には、日本年金機構から、令和7年6月の年金が振り込まれる前に「年金額改定通知書」が届きます。

令和7年度の年金生活者支援給付金額の改定について

令和7年4月分（6月13日支払分）からの給付金額は、法律の規定により3月分までの給付金額に比べ、2.7%の引き上げとなります。

給付金を受給されている方には、日本年金機構から、令和7年6月の給付金振り込まれる前に「年金生活者支援給付金額改定通知書」が届きます。

年金生活者支援給付金額 改定後

	令和7年4月分～（月額）
老齢年金生活者支援給付金	5,450円※
障害年金生活者支援給付金 1級	6,813円
障害年金生活者支援給付金 2級	5,450円
遺族年金生活者支援給付金	5,450円

※基準額であり、実際の金額は保険料納付済期間等に応じて算出されます。

後期高齢者医療制度の保険料軽減判定基準が拡充されます

年間の保険料は、均等割額（54,428円）と所得に応じて決まる所得割額の合計額となります。

世帯の所得が低い方に対しては均等割額が軽減される措置があり、令和7年度から対象世帯が拡充されます。世帯内の被保険者全員と世帯主の所得金額の合計額が表1の計算式で算出した金額以下になる場合、均等割額を軽減します。

なお、令和7年度保険料額の通知は、7月中旬に送付します。

（表1）

軽減割合	令和6年度	令和7年度
7割減	43万円+10万円×（年金・給与所得者の数－1）以下	変更なし
5割軽減	43万円+10万円×（年金・給与所得者の数－1）+29.5万円×（被保険者数）以下	43万円+10万円×（年金・給与所得者の数－1）+30.5万円×（被保険者数）以下
2割軽減	43万円+10万円×（年金・給与所得者の数－1）+54.5万円×（被保険者数）以下	43万円+10万円×（年金・給与所得者の数－1）+56万円×（被保険者数）以下